

東京電力株式会社が行う原発事故被害者への損害賠償手続に関する会長声明

東京電力株式会社は、本年9月12日から、福島第一、第二原子力発電所の事故被害者に向けて、原子力損害賠償の請求書類一式の発送を行っている。兵庫県内に避難をされている被害者の方々にも請求書類一式が届き始めている。

しかしながら、まず、今回、東京電力が送付した請求書類一式は、分量としても請求書本体が約60頁、説明書類は約160頁にも及ぶ大部のものであり、その記入には多大な時間、労力及び注意力を要する非常に煩雑な様式となっている。

この書類の厚さを目の前にして、賠償請求を諦めてしまう被害者が生じるおそれもある。この1点だけを見ても、東京電力が加害者として、被害者に寄り添う姿勢があるのか、疑わざるを得ない。東京電力は損害賠償の説明会を主に福島県内で行っているが、兵庫県のような遠隔地での開催予定はない。しかし避難先は全国各地に広がっており、本来は東京電力側が個々の被害者の求めに応じて避難先を訪ね歩いて説明すべきところであるのに、コールセンターのみの対応ではいかにも不親切である。

また、請求の際には、疎明書類の「原本」をホチキス止めで提出することを求められており、原本が請求者の手元に残らない方式とされているが、このことは今後、他の救済機関を利用する場合に支障を生ずる危険がある。

そもそも法的には、東京電力に対する損害賠償請求の手段は、この請求書類を東京電力に送付する方法に限られない。また、この請求書に示された賠償基準が、必ずしも全ての損害を網羅しているという保証もない。東京電力が示す賠償基準については、精神的損害等において算定額が低すぎるとの批判があるし、損害賠償の対象や額について未解決な問題もある。ところが東京電力からの賠償金を受け取るためには、今後異議を述べない旨の「合意書」の提出が求められており、経済的にも精神的にも苦境にある被害者が早期解決を願うあまり、不十分な賠償を押しつけられる懸念もある。

そこで、東京電力においては、より簡易な書式による請求や被害者自身が作成する書式による請求を認めること、添付資料はコピーで足りるとすること、

東京電力が自認する損害額については、被害者より合意書の提出が無い場合でも内金としてすみやかに支払うこと、被害者が合意書を提出した後であっても損害額の増額請求を受け付けることなど、被害者に寄り添った手続に早急に改善することを求める次第である。

当会としても、兵庫県内に避難されている被害者の方々が適正な損害賠償を受けられるように、請求方法の説明会を開催したり、個別の法律相談に応じる等の支援を続けていく所存である。

2011年（平成23年）9月21日

兵庫県弁護士会

会長 笹野 哲郎